

平成12年7月25日

「国民の期待に応える刑事司法の在り方」について

法 務 省

目 次

1	刑事司法に対する国民の期待	1
▪	21世紀のあるべき刑事司法の使命・役割	1
▪	我が国の刑事司法システムの特色について	1
▪	現行の刑事司法システムが21世紀のあるべき刑事司法の使命・役割，国民の期待に十分こたえていくことができるか	4
2	刑事裁判の充実・迅速化	4
▪	現状認識	4
▪	具体的論点	6
3	被疑者・被告人の公的弁護制度の在り方	11
▪	公的費用による被疑者弁護制度について	11
▪	被告人に対する国選弁護制度について	13
▪	少年審判手続における公的付添人制度	13
4	新たな時代における捜査・公判手続の在り方	13
▪	新たな時代に対応し得る捜査・公判手続の在り方に関する基本的考え方	13
▪	新たな捜査・公判手続ないし手法	14
▪	被疑者・被告人の身柄拘束に関連する問題	16
▪	検察官の起訴独占主義・訴追裁量権の在り方	21
▪	少年事件への対応	22
▪	その他	22

1 刑事司法に対する国民の期待

・ 21世紀のあるべき刑事司法の使命・役割

刑事司法の基本的な在り方として求められることは、被疑者・被告人その他の関係者の権利・利益の制約を可能な限り少なくしつつ、的確かつ迅速に、犯罪を明らかにし、犯人を処罰することであり、このことは、時代や社会を超えて不易のものである。しかしながら、その具体的な現れは、その時代・社会の状況により、様々に変化しうる。

21世紀を目前にして我が国のあるべき刑事司法の使命・役割を考えるに当たって、まず、現状において刑事司法がどのような役割を担っているか、国民から期待されているかを見ると、殺人・強盗などのどのような社会でも共通に犯罪とされるもののほか、事故・災害などの過失犯、環境犯罪、金融・経済犯罪、組織化された犯罪、家庭内犯罪などのいわゆる社会的弱者の保護に係る罪など、極めて多岐にわたる犯罪への対応が求められている。また、最近の顕著な傾向として、その対応が一国のみでは困難となり、国際的な連携が迫られる犯罪や異なった文化や刑事司法の制度、運用を背景に持つ外国人による犯罪が増加してきている。加えて、家庭、地域等における紛争防止・処理機能の弱体化に伴い、日常の市民生活レベルにおける各種の紛争への対応の必要性も増大している。このような刑事司法のいわば守備範囲の拡大、対応の視点・方法の多様化は、社会の高度化、大規模化、国際化などに伴って、21世紀に向かって更に加速することを予測せざるを得ない状況にある。

このように守備範囲の拡大した刑事司法に期待を寄せる「国民」は、必ずしも一様ではない。刑事司法に登場する「国民」を大別すると、被疑者・被告人としての国民、犯罪被害者としての国民、目撃者・証人等としての国民、一般国民、という四つの立場があるが、それぞれ、その主として求める点は異なっている。すなわち、被疑者・被告人は人権の保障を求め、被害者は犯人の処罰を求め、目撃者・証人等は刑事司法に協力するにしてもできる限り負担が軽いことを願い、一般国民は経済秩序を含む治安の維持を期待する。ここに刑事司法を国民の視点からとらえる場合の難しさがあるのであって、21世紀のあるべき刑事司法の使命・役割を考える場合にも、こうした異なる要請にいかにしてバランス良くこたえていくかが求められている。

・ 我が国の刑事司法システムの特色について

ア いずれの国の刑事司法もその社会の歴史や実状を反映して様々な特色を持っている。したがって、一律に諸外国と比較して述べることは困難であるが、我が国の刑事司法システムの特色には次のような点があると思われる。

その守備範囲が広いこと

例えば、英米法系においては伝統的には単なる過失行為は犯罪とされていない一方、独占禁止などの経済分野における問題はヨーロッパ主要国におい

ては必ずしも犯罪とされていない。

捜査機関の権限の行使に対する司法的規制が極めて厳格であり、かつ捜査に利用できる手段等が限定されていること

例えば、いわゆる令状主義の徹底、免責その他による供述確保の手段の欠如など

裁判所(官)が捜査行為にほとんど実質的関与をしないこと

例えば、大陸法における予審の実質は我が国の捜査であるし、英米法の大陪審は裁判所に属する機関であり、また、罰則付命令状(サピーナ)の発付等は裁判所の権限である。

検察官において、事件の背景なども含めた詳細な「物語」(冒頭陳述等)を提示するとともに、情状に関する事項を含め細部にわたる詳細な立証を要求されること

集中的な審理が行われないこと

供述調書が証拠として広汎に用いられること

もっとも、諸外国においても、捜査段階の供述を捜査官が証言するなどの方法によって証拠とすることはしばしばある。

真犯人以外の者に負担をかけるべきではないという意識が極めて強いこと

このことは、有罪を得られるだけの証拠があり、かつ、真に罰すべき者のみを起訴するという高い起訴基準に現れているが、このような意識は、国民の間で非常に強い。

事実認定あるいは量刑の決定に国民が責任を分担する仕組みがないこと

イ 我が国の刑事訴訟法はアメリカ的な「あっさりした捜査・起訴」と「充実した公判」という考えを取り入れたものと理解されることが多い。しかしながら、現実にはアメリカにおいて当時から既に免責その他の供述確保の仕組みを含め様々な捜査手段が活用されていて、これが「あっさりした捜査」といえるかどうか疑問がある。

仮にそれをも含めて「あっさりした捜査」と呼ぶとすれば、我が国はその域にも達していないといえる。加えて、大陸法的な警察権限を廃止しながら、他方で英米法的な警察の権限行使も著しく制限したこと、また、裁判所を専ら捜査権限の行使のチェック機関として位置付けたこと、「充実した公判」に必要な裁判所の訴訟指揮権能を担保する制度(法廷侮辱罪等)を導入しなかったことなどを考えると、我が国の刑事司法制度は、その実質を見れば、他国の制度と比較して、全体として捜査権限、司法機関の権限を大幅に制限したかなり特異なシステムとなっていると言わざるを得ない。

また、現行刑訴法施行後50年間、その間に生じた状況の変化による捜査や刑事司法の運営の隘路に対処するための現実的な立法的解決は、議論することが極めて

困難であり，特に捜査手段についてはほとんど不可能に近い状態であった。そのために現行法の解釈に多くを委ねざるを得ない結果となったのみならず，人権保障の面からの改善の主張をもかえってその実現を困難にさせて来た。その根底には，捜査権限などの強化に対する拒否反応とも言うべきものがあるが，我が国の刑事司法システムと全体的な比較をすることなく，外国の制度の一面や議論，特に人権の保障面のそれが，それを可能とする関連諸制度も含めた法制度全体やその運用の実状と切り離された形で，我が国の刑事訴訟システムに対する批判として紹介されることが少なくなかったことが，そのような閉塞的な状態に拍車をかけたと言えよう。

ウ 現行刑訴法は，それまでの刑事手続を大きく改めたものであるため，施行後しばらくの間様々な混乱が起きたようであり，捜査機関においてどの程度捜査をなすべきか，特に取調べをどの程度なすべきか，裁判所においてもどの程度検察官，弁護人の訴訟活動に対して訴訟指揮をすべきか判断に迷ったように窺える。捜査についていえば，例えば，施行後，起訴後に真犯人が現れた例がしばしば見られるに至り，その結果，被疑者の供述の十分な聴取を含む捜査の徹底の必要性が改めて認識されるに至った。現在の捜査の在り方は，このような混乱に対する反省を経て形作られてきたものである。そして，勾留期間が極めて短く限定されていることから，その間に捜査を徹底しようとするれば時間的な制約と他の関係者にかかる負担の軽減から被疑者に対する取調べが中心となる方向に動かざるを得なかったものと思われる。

エ 当事者主義の構造の下で，「あっさりした捜査・起訴」の上に「充実した公判」が成り立つかどうかは極めて疑問である。「あっさりした捜査・起訴」は必然的に十分収集・検討されていない証拠資料を前提に公判を開くことになるが，検察官においては捜査段階で得た資料以上の資料を公判に提出することは困難であるし，もとより裁判所は自ら積極的に証拠収集をすることは予定されていない。他方，弁護人は様々な主張が可能となり，その主張を検察官のように立証する必要はない。こうした構造の下における「あっさりした捜査・起訴」を前提とした審理は，「あっさりした公判」か「混乱した公判」のいずれかになることがむしろ通常であって，その結果は有罪，無罪いずれの方向へも誤判を増加させるであろう。

むしろ，「あっさりした捜査・起訴」と「充実した公判」は，犯罪の嫌疑があるから裁判所に事件の「取調べ」を求めるという職権主義構造の訴訟手続になじむものであり，当事者主義構造を採りつつ「充実した公判」を求めるのであれば，検察官は十分な捜査を遂げなければ公訴の提起をすることができないのは当然である。

なお，「充実した公判」について言えば，現行刑訴法施行後，集中審理の重要性が強調され，裁判所を中心に種々の試みがなされたが，結局定着するに至らなかった。その主な理由は弁護人の体制及び弁護活動の態様がこれに対応しなかったことにあると思われる。

- 現行の刑事司法システムが21世紀のあるべき刑事司法の使命・役割，国民の期待に十分こたえていくことができるか

我が国の刑事司法の守備範囲の広さ，国民の刑事司法に対する期待の多様さを踏まえつつ，複雑化，大規模化，国際化する社会の中で刑事司法システムがその基本的役割を果たしてゆくには，今後更に多くの困難が生じることが予想される。具体的には，犯罪自体の認知の困難さ，犯人を特定するための資料の入手の困難さがますます増加するとともに，外国にある証拠の入手などに関する制約の負担が一層大きくなる一方で，人権保障面からの改善の要求も強まると思われる。このような状況に対応するためには，新たな捜査手法等の導入も含んだ刑事司法の機能強化と人権保障面の改善の両面のバランスがとれた現実的な検討が行われる必要がある。

また，争いのある事件と争いのない事件とを峻別して，手続の厳格さにメリハリをつけることによって，限られた時間，限られた人員を有効に使う方策を検討する必要がある。

なお，この点に関連して付言すれば，社会において犯罪から自らを守る意識が強化されることが必要である。様々なシステムの設計に当たって，利便性，経済的合理性のみに偏することなく，犯罪の被害に遭いにくい，あるいは犯罪に利用されにくいシステム，被害に遭った場合や利用された場合にその痕跡や犯人の手がかりができるだけ残るようなシステムの開発に努力が払われるべきである。

2 刑事裁判の充実・迅速化

- 現状認識

ア 有罪率について

刑事裁判の現状について，圧倒的に強い捜査機関と弱体な弁護人という対比が行われたり，高い有罪率の下で刑事裁判は有罪であることを確認する場になっており形骸化していると言われることがある。もとより，的確な弁護がなされることは適正な裁判の実現の上で不可欠である。しかし，どの国においても，弁護人と比べて捜査機関が圧倒的に強い体制を備えていることも(そのような捜査機関と弁護人の差を前提として，有罪の立証に合理的な疑問を抱かせることで弁護の目的を達成できる仕組みが取られている。)，また，捜査機関が必要な捜査をして起訴した場合圧倒的多数が有罪であるのも，通常である。なお，我が国の捜査権限は他国に比べ相当に制約されているものであることは前述のとおりである。

もっとも，一方で，弁護活動については，組織に属する検察官と異なり，弁護士による個人差が大きくなりがちであったり，弁護士による事実調査には限界があることなどの問題があることは事実である。そこで，弁護士側における弁護の水準を確保するための体制の整備や，弁護人の主張を分析・整理した上でその当否を明ら

かにするための捜査及び裁判所における事実調べの在り方などについて検討が必要であろう。

我が国の地方裁判所で処理されている事件と同様の事件について各国における有罪率を比較して、我が国が若干高いとしても、それは検察官によるスクリーニングの厳格さの相違に基づくものといえる。

この点に関し、検察官の起訴基準が厳格に過ぎ、むしろ社会的に重大な関心事となっている事件などについては裁判所の判断に委ねるべきであるとする考えもある。しかし、検察官は、当事者主義の構造の下、単なる「訴訟代理人」ではなく、「当事者」として、自ら有罪を主張・立証する責務を有している以上、十分な捜査を尽くし、有罪を得られる確実な嫌疑が認められる者に限って起訴をすることは、職業倫理上からも、むしろ当然といえる。また、刑事司法に対し、実体的真実の解明を期待するとともに、真犯人以外の者には負担をかけるべきでないという意識が強いため、ひとたび無罪の判決がなされると、捜査・訴追機関に対し、厳しい批判が寄せられることになるのが現状であり、起訴基準を低くするのであれば、こうした国民の意識の変更も必要となる。

イ 無罪事件について

もとより検察は無謬ではあり得ない。捜査の徹底の必要性が検察官の共通の認識になった後も、供述や物証の信用性の十分な吟味をせず、あるいは裏付捜査をおろそかにしたまま公訴を提起したため、無罪判決を受けるに至ったことも時としてある。

検察は、これら無罪事件の教訓に学び、たえず自らの権限の大きさとこれが正しく行使されなかった場合に関係者にしばしば回復不可能な不利益を与えることを自覚し、適正な権限の行使に最大限の配慮をしてきたし、今後も真摯に努めていなくてはならない。

ウ 公判審理について

我が国は直接主義、口頭主義が形骸化し調書裁判となっているという批判がある。調書の存在によって証人から公判で証言を聞いてその場で心証を形成する場合が少なくなっていると言えよう。

しかし、大多数を占める争いのない事件については、このような批判は実質的に無意味であろう。争いのある事件については現に証人尋問等が行われる。ただ、証人尋問が犯罪後（時には起訴後）相当期間経ってから行われることが多く、しかも弁護人の反対尋問が往々にして検察官の主尋問から相当の間隔を置いて、かつ、極めて微細なことについてまで行われる現状を考えれば、証人の記憶が薄れ、あるいは記憶に混乱を生じることによる弊害などの問題があり、証人尋問調書を含め、調書が大きな役割を持つことにならざるを得ない。むしろ、争点が不明確な間延びし

た公判が審理の緊迫感を失わせる最大の原因である。争点の明確化及び審理の集中が重要である。

エ 裁判の長期化について

裁判の迅速化についていえば、多くの一般的な事件についてはおおむね迅速な裁判がなされているが、国民の注目を集める一部の特異重大事件を中心として、審理が遅延し、公判が異常に長期化して、一審の審理だけでも5年以上の長期間を要するものが少なくない実情にある。このような事態は、事案の真相を解明し、迅速かつ適正に刑罰権を実現するという刑事司法の使命に反することはもとより、国民の期待と信頼を著しく損ない、刑事司法に対する不信感を醸成しかねず、法曹全体が深刻に受け止めなければならない問題である。

こうした刑事裁判長期化の主たる原因としては、

弁護人がその業務形態等の理由により、集中審理に対応することができないこと

審理に先立ち、争点整理が十分になされていないこと

裁判所の訴訟指揮が不十分であること

などを挙げることができ、これらの改善によって、裁判の迅速化を図ることが急務と考える。

(参考資料「国民の期待に応える刑事司法の在り方」について・資料6・13頁以下参照)

■ 具体的論点

ア 公判期日の集中・連続化のための具体的方策及びこれを実現する上で考慮すべき事項

公判期日の集中・連続化に対応し得る弁護体制

我が国の弁護士の通常の業務形態が、事務所経営のために同時並行的に複数の事件を受任しなければならず、一つの刑事事件に専従できない態勢にあることから、弁護人が集中審理に対応できず、この点が、迅速な刑事裁判を実現する上で大きな隘路となっている。

これを改善するためには、刑事弁護活動に専従できる弁護態勢を確立する必要がある。具体的には、弁護士事務所の法人化を進めることや、被疑者・被告人を通じた公的刑事弁護制度を創設し、その運営主体に所属する常勤弁護士、運営主体とあらかじめ一定数の刑事事件の受任を契約した契約弁護士等を活用して集中審理に対応させること等の方策が考えられる。

第一審の審理期間や公判期日の開廷間隔(上限)の法定の是非、法定を是とした場合に考えられる具体的内容

公職選挙法違反の百日裁判制度と同様に、一般事件についても、第一審の審理

期間や公判期日の開廷間隔の各上限を法律で示すことは、裁判所の争点整理や期日指定等に関する訴訟指揮について訴訟関係者の協力を得やすくなる等の効果が期待でき、裁判の迅速化を実現する上で意義があるものと考えられる。

上限の期間等の具体的制度内容については、今後、十分に検討されるべきである。

イ 争点整理手続

争点整理手続の実情

現行の刑事訴訟規則が定める第1回公判期日前の争点整理手続は、基本的に検察官と弁護人の任意の協力によって争点が整理されることを期待しているにすぎず、認否の見通しや争点が明示されなくても、当事者にそれを強制することができない。また、裁判所は、第1回公判期日前に、検察官及び弁護人を出頭させた上、公判期日の指定その他訴訟の進行に関し必要な事項について打合せを行うことができるとされているものの、予断排除の原則との関係で、事案の内容を把握することを避けるため、有効な争点整理を期待できない現状にある。

また、第1回公判期日後においては、裁判所の訴訟指揮等によって争点整理を行うことが可能であるが、現行では裁判所の訴訟指揮を実効的に担保する措置がないこともあって、争いのある事件を中心として、被告人側が第1回公判期日後においても公訴事実に対する認否を留保し、公訴事実についてどのような理由からどの部分を争うのか明示しないケースも見られ、第1回公判期日後の争点整理手続も、必ずしも十分に機能しているとは言えない。その結果、十分な争点整理がなされず、漫然と証拠調べが行われ、訴訟の遅延につながっている。

(参考資料「国民の期待に応える刑事司法の在り方」について・資料10・29頁以下参照)

公判の充実・迅速化のために実効性のある争点整理の制度・運用の在り方

上記のとおり、現行の争点整理手続の実情にかんがみると、その実効性を確保するための改善措置が必要であると思われる。

その具体的方策については、今後、十分に検討していく必要があるが、少なくとも、被告人・弁護人に公訴事実の認否及び争点明示を義務付ける措置が必要であるほか、争点整理のための裁判所の訴訟指揮権の強化が必要であると思われる。

ウ 証拠開示(主に検察官による証拠開示について)

実情

検察官は、公訴事実の立証に不可欠である取調べ請求予定の証拠については、刑事訴訟法第299条第1項の規定に従って証拠開示をしている。また、証拠調べ請求予定のない証拠についても、最高裁判例(注)の趣旨や公益の代表者としての立場から、事案に即して具体的かつ弾力的に証拠開示の要否、時期及び範囲等

を検討し、被告人の防御上合理的に必要と認められる証拠については、これを開示している。そのため、実務においては、証拠開示について、ほとんどの場合問題を生じていないが、時に、現行法の範囲を超えて証拠開示を要求する弁護人との間において、証拠開示の要否をめくり紛糾することがある。

なお、捜査段階の記録がすべて裁判所に送付される大陸法系の制度は別論であるが、我が国では証人となるべき者及び被告人の供述調書が存在し、証拠調べ請求の予定があればこれが弁護人に開示されるのであるから、証人となるべき者の詳細な供述調書が存在しない英米法の制度に比較して弁護人は詳細にその供述の内容を知ることができるのであって、より防御計画を立てやすい一面がある。

(注) 最高裁判所決定昭和44年4月25日刑集23巻4号248頁は、「裁判所は、証拠調べの段階に入った後、弁護人から、具体的必要性を示して、一定の証拠を弁護人に閲覧させるよう検察官に命ぜられたい旨の申し出がなされた場合、事案の性質、審理の状況、閲覧を求める証拠の種類及び内容、閲覧の時期、程度及び方法、その他諸般の事情を勘案し、その閲覧が被告人の防御のために特に重要であり、かつ、これにより罪証隠滅、証人威迫等の弊害を招来するおそれがなく、相当と認められるときは、その訴訟指揮権に基づき、検察官に対し、その所持する証拠を弁護人に閲覧させることを命ずることができる。」と判示している。

(参考資料「国民の期待に応える刑事司法の在り方」について・資料9・23頁以下参照)

証拠開示を拡大した場合に考えられるメリット・デメリット

証拠開示の範囲・時期についてのルールを明確化するとともに、証拠開示とセットで争点整理の実効化のための措置が導入されるのであれば、裁判の充実・迅速化につながることも考えられる。

他方、争点整理のための措置とは関係なく、単に、現行法の範囲を超える証拠開示制度を導入した場合には、以下の問題が考えられる。

▪ 裁判の遅延

刑事事件の捜査記録には、広範な捜査活動の結果収集された種々多様な資料が含まれており、その中には、他の関係証拠に照らして信用性の乏しいものも含まれている。証拠開示の範囲を拡大し、信用性の乏しい証拠までも開示の対象とした場合、そのような証拠を基に、本来の争点とは異なる争点についての主張、反証を招き、その証拠調べに時間が費やされて、訴訟の遅延を招きかねない。

弁護活動の在り方についての考え方は多様であり、「弁護人は刑事訴訟における真実の発見に協力する義務はない」という考えを拡大し、被告人が知って

いる真相あるいはその述べることは異なる主張を組み立てて無罪判決を得ることも許されるとする考えもあるように窺える。このような考え方に立った弁護活動が行われる場合には、争点の整理がなされない段階で大幅な証拠開示をすることは、信用性・関連性の乏しいものも含む証拠に沿って前述のような主張をすることを容易にし、審理が錯綜、遅延し、真実の発見という刑事司法の重要な使命の実現を妨げるおそれを否定できない。

▪ 罪証隠滅，証人威迫等のおそれ

最高裁判例の基準は、罪証隠滅や証人威迫等のおそれの有無を判断材料の一つとしているが、例えば、重要証人の供述調書等を主尋問開始前の相当早期に開示することとなれば、罪証隠滅や証人威迫等を招くおそれが増大すると思われる。

▪ 関係者のプライバシー，名誉等の侵害，捜査への協力確保の困難化

刑事事件の捜査記録には、事件との関連性が必ずしも強くないものも含め、多くの関係者に関する情報が含まれており、こうした証拠を開示することとなれば、関係者のプライバシー，名誉が害されるとともに、一般国民から捜査への協力を得るのが困難になるというおそれも生じる。

改善すべき点の有無，理由及び改善のための具体的方策

前述のとおり、証拠開示の拡大に伴う問題点として挙げたことを考慮すると、検察官手持ち証拠を全面的に開示すべきとする見解には到底賛成できない。アメリカにおいても、全面開示という極端な立場はとられておらず、例えば、捜査報告書については開示の対象とされていないし、いわゆる「何かないか」という探索目的の証拠開示の請求は許されていない。

全面的証拠開示には至らなくとも、争点整理等の措置を導入することなく、単に、現行法の基準を超えて証拠開示の拡大を制度化するだけであるとすると、かえって裁判を遅延させ、関係者のプライバシーを侵害するなど様々な弊害が生じるだけであり、やはり相当でない。

一定の範囲で証拠開示の拡大を行うこととするのであれば、最低限、以下の条件整備がなされる必要がある。そして、これらの条件整備の内容と相関して、証拠開示の範囲・時期に関する明確なルールを策定すべきと考える。

- 争点整理，期日指定等に関する裁判所の訴訟指揮権の強化，争点整理手続の実効化（被告人側に認否や争点の明示等を義務付けることを含む。）の措置をセットで導入し，裁判の充実・迅速化に資するものとすべきこと
- 証人保護の実効的措置が講じられるべきこと

さらに、開示された証拠が刑事手続以外の場面で使用された例も見られることから開示した証拠の刑事手続以外での使用を防止する実効的措置が講じられるこ

とも必要である。

捜査段階における証拠開示に関する考え方

捜査段階においては、犯罪の成否を含めていまだ事実関係が流動的であり、証拠についても収集の過程にあり、それ故に捜査の密行性が要請される。捜査段階において被疑者側に捜査機関の手持ち証拠を開示すれば、証拠の隠滅を招くおそれが高い上、第三者のプライバシー・名誉を侵害する等の弊害もあり、相当ではない。

エ 裁判所の訴訟指揮権の実効性を確保するための方策について

前述のとおり、裁判の迅速化を図るためには、集中審理の実現や争点整理を適切に行うことが不可欠であり、その意味で、期日指定や争点整理に関する裁判所の訴訟指揮の在り方は、極めて重要な意味を持つものと言える。

しかしながら、現状では、裁判所の訴訟指揮権の行使についてこれを実効的に担保する制度はない。

したがって、裁判の迅速化を図る観点からは、訴訟関係者による不当な訴訟遅延行為を防止することができるようにするため、訴訟指揮に従わない者に対し、適切な制裁措置を加えることができる制度の導入（法廷侮辱罪の創設を含む。）を積極的に検討していくべきものとする。

（参考資料「国民の期待に応える刑事司法の在り方」について・資料11・31頁以下参照）

オ 直接主義・口頭主義の実質化のための方策

刑事裁判の大部分は自白事件であり、被告人側の同意により捜査段階の供述調書が証拠として採用されている。こうした争いのない事件についてまで直接主義、口頭主義を徹底して供述調書の利用を制限することは、合理性に欠ける。

他方、事実関係等に争いのある事件では、多くの証人尋問や被告人質問が行われており、供述調書だけで裁判が行われているわけではない。

もっとも、証人尋問や被告人質問等の結果として、証人の検察官調書や被告人の自白調書が証拠として採用された上、これらの調書に基づいて事実認定がなされることがあるが、これは、各事案ごとの裁判所の判断として、公判廷における証人の証言内容や被告人の弁解よりも、それと相反する捜査段階における供述内容の方が信用できると認定されたからにほかならず、これをもって、「調書裁判」、「自白偏重」と批判するのは当を得ていない。

むしろ、公判の活性化を図る上で重要なのは、既に述べたとおり、証人尋問等が行われる争いのある事件において、的確な争点整理を行い、証拠調べの範囲を適正に定めた上で、集中した審理により、無駄のない証人尋問、被告人質問等を行うことにあり、その実現に向けて、裁判所、検察官、弁護人がそれぞれ努力しなければ

ならないと考える。

カ 争いのある事件と争いのない事件の区別

争いのある事件と争いのない事件を区別した上で、争いのない事件の捜査・公判手続を合理化・効率化し、それによってうまれた人的・物的資源を争いのある事件に重点的に投入することができるようにすることは意義のあることであり、今後、合理化・効率化のための具体的方策(有罪答弁制度等)を検討していく必要がある。

3 被疑者・被告人の公的弁護制度の在り方

・ 公的費用による被疑者弁護制度について

(参考資料「国民の期待に応える刑事司法の在り方」について・資料29・143頁以下参照)

ア 導入の意義・必要性

公的被疑者弁護制度を導入することによって被疑者段階の弁護を拡充させることは、被疑者の権利を擁護するとともに、捜査の適正を確保する契機が更に充実・強化されるという観点から積極的に評価できる面がある。法務省は、多くの弁護士が被疑者のために良心的な弁護活動を行い、また、日本弁護士連合会や各弁護士会が当番弁護士制度を自らの努力で運用してきたことを十分承知しており、公的被疑者弁護に関する現実的な検討が必要な段階に来ているものと考えている。

イ 導入のための具体的制度の在り方

導入方式

刑事事件は、国が国家刑罰権の実現として、本人の意思にかかわらず被疑者・被告人を刑事手続に乗せるもので、当事者に処分権がないなど、民事事件に比べて公的性格が強いために、国が弁護人の選任、弁護活動の適正確保等により強い責任をもって関与する必要がある。被告人段階の公的弁護について、憲法第37条第3項が、「被告人自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。」と規定して、いわゆる国選弁護制度を採用しているのも、このような刑事事件の性格を反映したものである。

そして、公的被疑者弁護制度の導入に当たっては、これを独立して議論するのではなく、被告人段階における国選弁護制度とも一体として見て、捜査・公判を通じた人権保障や手続の適正・迅速化という観点から在るべき公的刑事弁護制度が検討されるべきであり、被疑者段階の公的弁護制度においても、現行の被告人段階と同様に、裁判所が弁護人の選任・解任を行う国選弁護制度を基本として検討されるべきものとする。

制度の運営主体

公的刑事弁護制度の運営は、必ずしも国(裁判所)によってそのすべてが直接

運営される必要はなく、むしろ、近時の行財政改革の議論や運営の効率化の観点からは、公的な性格を有する法人を運営主体とし、これに弁護人の選任・解任以外の運営全般（公的資金の受入れ・支出、公的刑事弁護を担う常勤弁護士等の確保及び管理、裁判所が弁護人を選任する際の弁護士の推薦等）を行わせることを検討すべきと考える。

その場合、運営主体となる法人は、公的刑事弁護制度という極めて公共性の高い制度の運営を担当するのであるから、国が法人の運営に適正な管理・監督を及ぼし得る公共性の高い法人とする必要がある。

導入に伴う問題ないし条件

公的刑事弁護制度が国民の税金によって支えられるものであることを考慮すれば、国民の十分な理解と支持を得られるものとするのが不可欠であり、そのためには、

- 弁護活動の適正確保
- 弁護士偏在の解消
- 密度の高い審理による迅速な裁判の実現

の問題を併せ検討する必要があると考えている。

弁護士偏在、集中審理に対応し得る弁護体制、弁護士の公的活動への参加確保

公的刑事弁護制度は、弁護士の偏在や裁判の長期化への対処という観点を含めて制度設計がなされるべきであり、そのための方策として、運営主体に雇用される常勤弁護士や、運営主体とあらかじめ一定数の刑事事件の受任を契約した契約弁護士を活用する制度の導入を検討すべきと考える。

公費投入に見合った弁護活動の評価、コントロールシステムの必要性、範囲、程度等

税金によって賄われる公的刑事弁護制度において、違法あるいは不当な弁護活動に適切な対処がなされなければ国民の理解を得ることができないことから適正弁護のガイドラインの制定と逸脱行為に対する制裁措置等の整備が不可欠であると考えられる。

その場合、公的資金を受け入れ、公的刑事弁護制度を責任をもって運営すべき運営主体が弁護活動の適正を担保する責務を負うのが当然であるので、運営主体において、公的刑事弁護に対して適用される適正弁護のガイドラインを制定するとともに、その実効性確保のため、不適正な弁護活動の内容に応じた制裁措置（例えば、常勤弁護士の解雇等）を講じるものとするのが検討されるべきである。

なお、この運営主体が行う制裁措置は、公的刑事弁護制度を運営する責任を

全うするとの観点からなされるものであって、弁護士の資格に関するものではなく、また、弁護士会の懲戒権の行使を妨げないものとするのが適当であろう。

(参考資料「国民の期待に応える刑事司法の在り方」について・資料31・155頁以下参照)

導入の範囲

導入する事件の範囲

公的被疑者弁護の対象となる事件の範囲については、一定の限度が必要であると考えるが、その具体的範囲については今後検討されるべきことである。

■ 被告人に対する国選弁護制度について

被疑者に対する公的弁護制度との関係など

前述のとおり、被告人段階における弁護制度とも一体として見て、捜査・公判を通じた人権保障や手続の適正・迅速化という観点から、在るべき公的刑事弁護制度が検討されるべきである。

そこで、現在、裁判所が行っている被告人国選弁護制度については、弁護人の選任・解任を除き、その運営を運営主体たる法人に移管するのが相当と考える。

■ 少年審判手続における公的付添人制度

少年法の改正により、少年審判手続に検察官が関与することとなった場合には、それとの均衡上、少年に弁護士である付添人がないときには、家庭裁判所が職権で弁護士である付添人を付すこととすべきである。

それ以外の公的付添人制度に関しては、少年審判において大多数が審判に付されず、あるいは審判が開始されても保護処分が付することなく終了している実態や多くの事件では附添人ともなる保護者を含めた環境調整などの措置が必要とされることなどを踏まえて、附添人制度全体の在り方を考慮しつつ検討が必要とされる問題であると考えている。

4 新たな時代における捜査・公判手続の在り方

■ 新たな時代に対応し得る捜査・公判手続の在り方に関する基本的考え方

後述するように、我が国の刑事司法は、事案の真相を明らかにするため、取調べ、特に被疑者の取調べを重視せざるを得ない構造を持っている。

外国法制をみると、犯人の供述によることなく犯罪を立証することを可能とする手段(例：おとり捜査や通信傍受等)や取調べ以外の手法で供述を獲得する手段(例：刑事免責等)を有している国や、犯罪構成要件に推定規定を置いたり立証責任の一部を弁護側に転換している国もあるが、我が国にはそのような制度はごく一部しか採用されておらず、真相解明機能の相当部分を取調べによっているのが現状である。

ところが、最近の犯罪情勢をみると、犯罪の組織化、複雑・多様化、大規模化、国際化が顕著であり、こうした犯罪情勢の悪化は、現行の取調べを中心とする捜査手法のみでは対応が困難な状況を顕著にもたらしている。例えば、暴力団等の犯罪組織や法人組織を悪用して行われる組織的な犯罪のように、指揮命令系統の下、計画的かつ密行的に遂行される犯罪の悪質・巧妙化は、真に責任を負う者を確実に摘発し、事案の真相を解明するための捜査を一層困難なものとしている。また、国民の意識の変化や外国人犯罪の増加等により、真相の供述や捜査・公判への協力が次第に得にくくなる傾向も見られ、被害者、参考人等からの供述の確保に困難を伴う事例も少なからず見受けられる。

このような捜査・公判の遂行を困難ならしめている種々の要因は、今後一層強まることが予想され、これらの変化に適切に対応するためにも、従来を取調べを中心とする捜査手法の限界に対してこれを補完するとの観点から、刑事免責や参考人の出頭強制等の新たな捜査・公判手法の導入について、具体的に検討していく必要がある。

また、国際的にも、一国のみでは対応することが困難な犯罪が増加してきていることから、各国による協調した対応を実現するための法制度の整備が求められているところであり、その面からも新たな時代に対応し得る捜査手法等の導入が真剣に検討されるべきである。

- 新たな捜査・公判手続ないし手法

- ア 刑事免責制度等の新たな捜査手法の導入

(参考資料「国民の期待に応える刑事司法の在り方」について・資料15・67頁以下参照)

- 刑事免責制度の導入の是非

- 刑事免責制度とは、共犯者などの一部の者について、その刑事責任を問わないこととして自己負罪拒否特権(いわゆる黙秘権)を消滅させて、供述義務を課し、あるいは真相解明のため重要な供述をした場合にその刑を軽減又は免除する制度である。例えば、組織的な犯罪において、従たる関与者の刑事責任を問わないこととして証言を得ることにより、主謀者の訴追・処罰を確保するなどの方法である。

- 前述の状況から、供述証拠の確保を始め捜査活動が全般的に困難化してきており、刑事免責により供述を得る捜査手法の導入は、証拠収集上有効な面を有すると考えられる。

- もっとも、その導入に当たっては、免責を与えるのが適当な者をどのような基準の下にいかなる手続で選択するか、その供述の信用性を如何に確保すべきか、また、我が国の法制度全体と如何に調和させるかなどを、国民の意識・受け止め方等をも踏まえつつ、検討していく必要がある。

非協力な参考人等への対策，参考人保護のための方策

捜査段階における参考人出頭強制制度

参考人出頭強制とは，刑事事件の捜査の過程において，被疑者以外の参考人が捜査官による任意の出頭要請に応じなかった場合に，その者を勾引し，又は不出頭に対して制裁を科すなどの手段により，捜査機関への出頭を直接的又は間接的に強制する制度である。

被害者・目撃者等の参考人や共犯者が捜査機関による任意の出頭要請に応じない事案も少なからず発生している。

このような事態に対処し，事案の真相解明を十分に行うためには，参考人出頭強制制度の導入が検討に値すると考える。

起訴前証人尋問制度の拡充

現行刑事訴訟法が定める裁判所による起訴前の証人尋問制度においては，参考人に出頭を強制することができ，かつ，出頭した参考人は供述義務を負うとともに偽証した場合には偽証罪の制裁を受ける。しかし，この制度は，利用のための要件が厳しい上，必ずしも証拠関係に熟知しているわけではない裁判官による法廷における尋問の形式で実施されること，申立てから実施までに日時を要する上，実施の時間帯や尋問時間にも制約があること等の事情から，必ずしも十分に機能しているとは言い難い。

そこで，現行の起訴前証人尋問を拡充して，これを真に機能し得る制度とすることは検討に値すると考える。そのためには，証人尋問の要件，尋問の主体及び方法，立会者の範囲，不出頭及び供述拒否に対する制裁の内容等について具体的な検討が必要と考える。

参考人保護のための方策

証人となる参考人の保護方策については，最近の法改正により，証人の負担を軽減する措置として，証人尋問の際の証人への付添い（証人付添人），証人尋問の際の証人の遮へい措置，ビデオリンク方式による証人尋問などの新しい制度が導入された。

今後も，新設された証人保護制度の運用状況を踏まえつつ，国民が安心して刑事司法へ協力できるよう，参考人保護の在り方を検討する必要があると考える。特に，証拠開示の範囲を拡大したり，あるいは刑事免責制度を導入するときは重要な問題となる。

その他の手法

おとり捜査の拡充等について

アメリカ，イギリス等においては，おとりの捜査官又はその協力者が，犯人と目した者に犯罪実行の機会を与え，その者が犯罪を実行するのを待って検挙

するいわゆるおとり捜査の手法が活用されている。

我が国では薬物犯罪などに関して限られた範囲でこの種の捜査手法を許容しているにすぎないが、このような捜査手法を許容する範囲を拡大することも検討に値するものと思われる。

イ 国際捜査・司法共助制度の拡充強化

犯罪の国際化に伴い、各国の協調による犯罪対策の重要性が高まっており、捜査共助や逃亡犯罪人引渡しなどの国際協力の拡充強化は極めて重要である。今後は、迅速で機動的な国際協力を可能とする制度の構築が必要であり、例えば、外交ルートを経由することなく司法当局間で直接共助要請の授受を可能にする捜査・司法共助条約の締結等についても検討していく必要がある。

(参考資料「国民の期待に応える刑事司法の在り方」について・資料19・93頁以下参照)

・ 被疑者・被告人の身柄拘束に関連する問題

ア 被疑者・被告人の身柄拘束に関連して指摘されている問題点

代用監獄の在り方

我が国では、起訴前の最長23日間の身柄拘束期間内において、捜査を尽くし、犯罪事実のみならず、犯行の動機等の情状に関する事実をも含む広範囲にわたる事案の真相を解明した上で、検察官において、厳格に被疑者の起訴・不起訴を決しなければならない。このような短期間に被疑者の取調べ、犯行現場への引き当たり、その他の捜査を円滑かつ効率的に実施しつつ、被疑者と家族・弁護士等との接見の便に資するためには、多数の警察官が常駐し、各地域の中心部にきめ細かく設置されている警察署の留置場に被疑者を勾留することが現実的な方法であり、これを容易に廃止することはできないと考えている。

代用監獄制度に関しては、捜査を実施する警察が被疑者の身柄をも管理するので自白の強要を招くおそれがあるとの批判があるが、既に警察内部においては、被疑者の留置部門と捜査部門を厳格に分離することによってそのような弊害が生じないように努めている。さらに、公的な被疑者弁護制度を導入する場合には、接見を通じて、取調べにおける自白強要の有無をチェックする機会が大きく拡充されることとなる。

(参考資料「国民の期待に応える刑事司法の在り方」について・資料21・101頁以下参照)

起訴前保釈制度

他国に見られるように、被疑者の逮捕を原則としたり、数か月以上にも及ぶ起訴前の勾留期間が許容される法制度であればともかく、我が国では、在宅捜査を原則としつつ、現行犯逮捕の場合を除いて裁判官の審査に基づく令状によって逮

捕がなされ、次いで、逮捕の時から最大72時間以内に、検察官による留置の必要性の判断を経てその請求を受けて、裁判官の判断により10日間の勾留がなされ、さらに、やむを得ない事由がある場合に、やはり裁判官の判断を経て10日間の範囲内で勾留期間が延長されることとされている。したがって、我が国においては、逮捕を原則とする制度とは異なり、身柄拘束後速やかに保釈を相当とするような実態の事案はなく（そのような事案がもしあればそれは留置の必要がない事案と考えられる。）、また、最長23日間の起訴前身柄拘束期間のうちに、最低でも、勾留請求時及び勾留延長時の2回にわたり裁判官によって身柄拘束の理由の有無と必要性について審査がなされるのであって、このような制度の下で更に起訴前保釈制度を設ける必要性はない。

被疑者と弁護人の接見交通権の在り方

現行刑事訴訟法は、検察官等が被疑者と弁護人の接見についてその日時・場所を指定することができるとしているが、その規定の目的は接見交通権と捜査の間の合理的な調整を図ることにある（最高裁判所大法廷判決平成11年3月24日（注）参照）。

重要な点は、被疑者の防御を準備する権利を不当に制限するようなことがあってはならないことにある。捜査の実務においては、捜査遂行の観点からやむを得ない場合に限って接見指定を行うこととし、被疑者の接見交通権には十分に配慮しており、最近では接見指定をめぐる争いも以前より極めて少なくなっている。

ちなみに、平成10年5月1日から7月31日までの3か月間の勾留請求人員を対象として、法務省が実施した調査によれば、勾留人員合計2万9,867人のうち、接見等の指定に関する通知書（検察官が、捜査のため必要があるときは、接見の日時、場所及び時間を指定することがある旨を監獄の長に通知するもの）が発せられた被疑者は196人であり、勾留人員に対する割合は約0.66パーセントにすぎない。そして、通知書が発せられた被疑者について弁護士が面会を申し出たのは計1,178回であり、そのうち174回については接見指定がなされず、弁護人は自由に面会している。接見指定がなされた1,004回のうちでも、弁護人が希望する接見時間より短い時間を指定したものは16回にすぎない。

（注）最高裁判所大法廷判決平成11年3月24日民集53巻3号514頁は、「憲法は、刑罰権の発動ないし刑罰権発動のための捜査権の行使が国家の権能であることを当然の前提とするものであるから、被疑者と弁護人等との接見交通権が憲法の保障に由来するからといって、これが刑罰権ないし捜査権に絶対的に優先するような性質のものということとはできない。そして、捜査権を行使するためには、身体を拘束して被疑者を取り調べる必要が生ずるこ

ともあるが、憲法はこのような取調べを否定するものではないから、接見交通権の行使と捜査権の行使との間に合理的な調整を図らなければならない。憲法34条は、身体の拘束を受けている被疑者に対して弁護人から援助を受ける機会を持つことを保障するという趣旨が実質的に損なわれない限りにおいて、法律に右の調整の規定を設けることを否定するものではないというべきである。」と判示している。

(参考資料「国民の期待に応える刑事司法の在り方」について・資料23・111頁以下参照)

令状審査・保釈請求に対する判断の在り方

令状審査や保釈請求に対する判断において、裁判官又は裁判所が十分なチェック機能を果たしていないとの批判があることは承知している。

しかしながら、逮捕状請求や勾留請求に至るまでに捜査機関において厳格に必要性等を判断して令状請求を行っている捜査実務からすれば、単に却下率等の低さを論拠に令状事務における裁判所のチェック機能の欠如を指摘するのは適切でないと考える。

また、保釈請求に対する審査についても、保釈請求に対する保釈許可率は、昭和30年当時から現在まで50パーセント前後を推移しているとの統計があり、審査が形骸化しているとも思われない。

なお、過去の事例において、保釈後、被告人が主張を全面的に変えるなどしたため、審理が錯綜・紛糾し、裁判が長期化するに至ったものがあることが、保釈を認める時期等に影響を及ぼしている可能性はあるが、このような問題を解消するためにも、早期の争点の確定及び裁判の迅速化を実現する必要がある。

(参考資料「国民の期待に応える刑事司法の在り方」について・資料22・105頁以下参照)

イ 取調べの適正を確保するための措置について

我が国の刑事司法における被疑者取調べの意義・役割

我が国の刑事司法システムでは、事案の真相を解明する上で、被疑者の取調べによってその供述を確保することが不可避であり、これなくして、刑事司法に真相解明を求める国民の期待にこたえることはできない。

我が国の刑事司法は、基本的に事案の真相を明らかにする実体的真実の発見を目的とし、犯罪成立要件の立証責任のすべてを検察官に負わせている。刑事実体法の構造上、検察官が厳格な立証をしなければならない対象は、犯人の主観的要素(犯行の目的、共犯者との共謀、贈収賄罪における請託の有無や賄賂の趣旨の認識等を含む故意など)にも及んでおり、また、法定刑の幅が比較的広いいため、犯罪事実のみならず、犯行の動機や犯行後の状況等についても公判で立証するの

でなければ、適正な科刑の実現を果たすことができない。

こうした広範囲にわたる事実関係を物証等の客観的証拠だけで立証することは不可能であり、事案の真相を解明し、処罰すべき者を処罰するという刑事司法の責務を果たすためには、真実を最もよく知る犯人を取り調べ、その供述を得ることが不可欠である。

加えて、我が国の刑事手続は、取調べ、特に被疑者の取調べが重視されることとなる構造を持っている。その理由としては、捜査手段が限定されていること、捜査のための拘束期間が短く、その間に事件を解明しようとするれば、被疑者の真実の供述を得ることが最も効率的で被害者など他の関係者に対して負担をかける程度も少なくなること、主観的要素（賄賂の趣旨の認識等の故意など）の認定方法など、事実認定法則というべきものがなく、自白がない場合の状況証拠による事実認定が必ずしも定着していないこと、前述のとおり、検察官が時には事件の背景なども含めた詳細な「物語」（冒頭陳述等）を提示することが求められていることが挙げられ、加えて、取調べによって真実の供述をするに至ることが犯人の改善更生に役立っており、社会も相当程度これを期待していることも重要である。

被疑者の取調べのウェイトを減らすことは一つの考えではあるが、そのためには捜査手段の拡大、拘束期間の見直し、裁判における事実認定の在り方の見直しなどの大きな変革が必要になる。しかし、このような変革をしても、なお、単独犯の殺人などにおいては事案の解明機能の低下は避けられない一方で、犯人の改善更生機能も減殺されるおそれがある。

取調べの可視化（検証可能性）の目的及び範囲、程度

取調べの可視化一般について

過去、取調べにおいて問題のある事例もいくつか見られたところであり、取調べの適正の確保は極めて重要である。

いわゆる「取調べの可視化」の目的も、この取調べの適正を確保することにあるが、その範囲、程度を考える上で留意すべきは、刑事司法の目的である事案の真相解明の要請と被疑者の人権保障の要請とのバランスをいかにして確保するかという点である。

仮に取調べの適正を担保するためとして、取調べの意義・機能を失わせるような「可視化」の措置を採るとすれば、我が国の刑事司法システムを抜本的に変革して他に真相解明の仕組みを求めない限り、真相解明と人権保障とのバランスが崩れ、刑事司法は、国民の期待を裏切る結果となろう。

他方、取調べの適正は、いわゆる「取調べの可視化」の措置のみによって担保されるものではない。むしろ、刑事弁護を含む刑事手続全体の中で、取調べ

の機能を損なうことなく、人権保障の要請にこたえる捜査の在り方を考究すべきである。

弁護人による取調べ立会い、電気的手段による記録（録音、録画等）

取調べにおいて、被疑者が自己に不利益であるにもかかわらず事案の真相を供述するのは、被疑者が自己の犯行を真摯に反省・悔悟するからであり、被疑者をしてこのような心境に至らせることが可能なのは、取調べの根底に、取調官と被疑者との間に信頼関係が形成され、こうした信頼関係に基づいて、被疑者が取調官の説得に耳を傾けるからである。実際、取調べは、事案の真相を解明するために、被疑者の生い立ちや人間関係など、時には被疑者として絶対に他に知られたくない極めて高度なプライバシーに係る事項や、第三者の名誉・秘密に関する事項に及ぶことも少なくない。

また、被疑者の中には、組織の報復が怖いので供述調書には録取しないで欲しい旨懇願したり、共犯事件において自白した場合にも自らが最初に供述したことが分からないようにして欲しい旨懇願する者や、真実を話したいから立会事務官に席を外してほしいと求める者もいる。

取調べのこのような性質に照らすと、仮に、取調べに弁護人が立ち会い、又は、被疑者と取調官のやり取りが常時録画・録音等されることとなれば、弁護人の存在が被疑者の供述心理に影響を与えたり、被疑者をして、わずかでも口を開けば、それが録画・録音されてしまうという懸念を抱かせ、被疑者との信頼関係を築くことが困難となることから、被疑者から真相の供述を得ることが著しく困難となるとともに、関係者のプライバシー、名誉や捜査の秘密等が害されるおそれが強くなることは明らかである。

このように、被疑者の取調べに弁護人の立会いを認めたり、これを電気的手段で記録することは、現在の取調べの持つ意義・機能を大きく損なうことになると言わざるを得ず、賛成できない。

加えて、弁護人の立会いについては、弁護士の偏在などの問題があり、また、取調べの録画・録音についてはこれを実施した場合、その再生、反訳等に膨大な時間と労力・費用を要する等の問題もある。

取調べの状況・過程の書面による記録の義務付け

被疑者の取調べの状況・過程を書面で記録することは、後に取調べの状況を検証することができる一方、その作成を義務付けたとしても、取調べの録音・録画や、弁護人立会いの場合とは質的に異なり、被疑者の供述心理に影響を与えず、取調べの真相解明機能を害することはないので、検討に値するものと考えられる。

その他

公的被疑者弁護制度，被疑者と弁護人の接見交通の在り方との関係

取調べの適正は，いわゆる「取調べの可視化」の措置のみによって担保されるものではない。むしろ，刑事弁護を含む刑事手続全体の中で，取調べの機能を損なうことなく，人権保障の要請にこたえる捜査の在り方を考究すべきである。

その意味で，公的被疑者弁護制度の導入は，既に実務的に定着している接見指定の柔軟な運用とあいまって，弁護人が被告人との接見を通じて，随時，違法・不当な取調べの有無をチェックすることを可能とする一方，取調べ自体の真相解明機能を損なうことはないので，真相解明と人権保障とのバランスの確保という観点から，検討に値するものと思われる。

■ 検察官の起訴独占主義・訴追裁量権の在り方

(参考資料「国民の期待に応える刑事司法の在り方」について・資料20・97頁以下参照)

ア 検察官の起訴独占主義・訴追裁量権の意義・現状

我が国は，起訴独占主義を採用しており，検察官が，起訴の権限を有する唯一の国家機関である。そして，検察官は，任用資格が裁判官と同一の法律家であり，公益の代表者として公正な態度で権限を行使すべきものとされていることから，公訴権は，基本的人権の保障等を全うしつつ事案の真相を明らかにするとの観点を踏まえ，統一的，かつ，公正に行使されている。

それとともに，検察官に訴追裁量権が認められ，十分な犯罪の嫌疑がある場合においても，検察官が犯罪の抑制及び犯人の改善更生の両方の要請を念頭に置きながら，様々な事情を総合的に判断して，訴追が必要であると認められるときに限り起訴することとしており，これによって，不必要な訴追を避け，犯人の改善更生が図られている。

このように起訴独占主義を採用し，検察官に訴追裁量権を認めることによって，全国的に均質な検察官が，時代の流れや国民の意識の変化に対応しつつ，統一的，かつ，公平な公訴権の行使ができるのであり，このような制度は今後も維持されるべきものとする。

イ 起訴独占主義・訴追裁量権の改善のための諸方策

起訴独占主義を採るとともに，検察官に訴追裁量権を認めている結果，本来起訴されるべき事件が検察官によって不起訴とされているとの批判があることは承知している。

これに対する対応策として，私人訴追を認めることについては，我が国の刑事司法システムを抜本的に変えるものである上，訴追が公平を欠き，恣意的になるおそれが大であるなど，被告人となった者の負担は大きく，相当でない。

同じ問題への対応策として、検察審査会の起訴相当の議決に法的拘束力を付与すべきであるとの見解もある。検察審査会の起訴相当議決に法的拘束力を付与とした場合は、訴追の公平をどのように担保するか、検察審査会の審査手続の在り方は現状のままでよいのか、公訴提起された場合の訴訟追行主体をどうするか、無罪となった場合の国家賠償責任をどうするかなどの点について十分な検討が必要となるものと考えられる。また、審査会にリーガルアドバイザーとしての法律家を配置するなど、検察審査会の体制整備の在り方も検討する必要があるだろう。

- 少年事件への対応

- 少年審判手続の在り方

- 少年審判においては、検察官と被告人・弁護人が当事者として攻撃・防御を尽くす刑事裁判における「対審構造」と異なり、家庭裁判所が自ら手続を主宰し、記録及び証拠物が一括して家裁に送付されて、裁判所がすべての証拠を検討、吟味をして事実を認定するとともに、少年にとって最も適当な処遇を決定する「職権主義的審問構造」がとられているところ、少年審判に刑事訴訟のような厳格な手続的規制や証拠法則を導入するとかえって柔軟性を阻害し、教育の場である審判を硬直化させる要因ともなりかねないことや審理の長期化を招くことなどから、その導入には慎重な検討が必要である。

- 少年審判手続と刑事訴訟手続との関係の見直しの要否

- 現在、刑事処分可能年齢の引下げを始めとする少年法の抜本的改正の議論がなされているが、この問題は、少年法の在り方の基本に関わる非常に重要な問題であり、少年非行の状況、少年の処遇の在り方に対する影響などさまざまな角度から検討すべきものであると考えている。

- その他

- 無罪事件に対する検察官の上訴制限の対する考え方

- 誤った裁判がなされた場合に、公益の代表者である検察官が上訴し、これを是正する制度が設けられていることは、裁判の信頼に対する国民の信頼を確保するという観点のみならず、被害者のある犯罪にあっては、被害者保護の観点からも、必要であると考えられ、検察官の上訴権を制限すべきという議論には賛成できない。

- 実際にも、検察官の上訴は、原判決に看過し難い事実認定や法令の解釈・適用の誤り等があったと思料される場合に、極めて慎重な検討の上で行われており、検察官控訴のうち、約8割は、検察官控訴を容れて原判決を破棄するとの判決がなされていること等に照らしても、検察官の上訴は、適正に行われているものと考えている（参考資料「国民の期待に応える刑事司法の在り方」について・資料7・19頁以下参照）。

- なお、検察官上訴のため裁判が遅延しているとの批判があることは承知している

が、この問題は、前述の裁判迅速化のための各種措置を講ずることにより解決されるべきものと考えている。

刑事司法における被害者の権利保護・救済

検察官は公益の代表者であることは言うまでもないが、個別の事件を担当する検察官が、被害者等に対して誠実に対応し、その取調べ等を通じて被害者等の心情の把握に努め、犯人の処分を決するに際し、これを十分に考慮するとともに、起訴した事件については、裁判結果にこれが適切に反映されるように努めることは重要である。また、犯罪の嫌疑が不十分で不起訴とせざるを得ない場合にも、被害者等に対して誠実に対応し、できる限り、被害者等の理解を得られるように努力しなければならない。

検察庁では、被害者等に事件の処理結果等を通知する被害者等通知制度、被害者等からの各種の相談等に対応する被害者支援員の配置等の施策を講じているほか、本年5月に成立したいわゆる犯罪被害者保護のための二法に盛り込まれた犯罪被害者保護のための諸制度の適切な運用を図ってゆくこととしている。

法務省としても、被害者保護の問題に関しては、更に検討すべき点が多々あると認識しており、今後も、例えば犯罪被害者に犯罪者の刑務所等からの釈放に関する情報を提供することや犯罪被害の回復などについても、引き続き検討を行い、議論が熟したものから適切に対応していきたいと考えている。

刑事司法における障害者（被疑者・被告人、参考人）への配慮

刑事手続において、障害者が障害を有しているがために不利益な取扱いを受けてはならないことは当然であり、障害者に配慮した刑事司法の運営は、刑事司法にたずさわる者全員に与えられた課題であり、今後とも、日常の指導・監督や各種の研修等を通じて障害者への配慮につき啓発・訓練を行っていきたい。

死刑確定者に対する執行までの処遇等の現状について

死刑確定者は、その刑の執行を確保するため拘置所に拘置されており、有罪の判決が確定している点では被告人と異なるが、拘禁そのものが刑の内容ではないことにかんがみ、その処遇は、原則的には被告人に準じたものとされている。例えば、作業を行う義務はないこと、衣類寝具は原則として私物を用いること、糧食の自弁が認められることなどの点において被告人と共通している。

他方において、死刑確定者は、死刑の執行を待つという言わば極限的な立場に置かれており、極めて大きな精神的不安と苦悩のうちにあることは言うまでもなく、拘禁施設としては、身柄を厳格に確保するとともに、できる限りその心情の安定が得られるよう配慮する必要がある。そのため、独居拘禁とし、接見や信書の発受の相手方を原則として親族等とするほか、宗教教誨の機会の付与、余暇活動の援助などを行っている。

重大犯罪に対する法定刑・量刑の在り方に関する考え方

我が国の刑罰法規は比較的幅広い法定刑の範囲を定めており、それを前提として、犯行の動機や方法・内容、犯人の性格・年齢及び境遇等を総合的に考慮して、事案に応じた適切な量刑が定められることとなっており、その結果は、おおむね適正なものとなっていると考えている。

量刑に当たっては、被害感情が十分考慮されなければならないが、その一方で、同種事件における被告人間の量刑に著しく公平を欠くことになってはならず、その範囲で、個々の事件の情状等を的確に把握するとともに、時代の流れや国民の意識の変化を適切に考慮しつつ、適正な量刑の実現に努めていくべきものとする。

また、検察は、これまでも、量刑が不当に軽いと考えられる判決については、これを是正すべく上訴してきたが、引き続き適正な量刑の確保に努めたい。